

水道局告示番	水道局告示名	公布年月日
水道局告示第 9 4 号	さいたま市水道局受水槽の設備設置基準の一部を改正する告示	令和元年 8 月 1 3 日
水道局告示第 9 5 号	さいたま市水道局宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水に関する取扱要綱の一部を改正する告示	令和元年 8 月 1 3 日

さいたま市水道局告示第94号

さいたま市水道局受水槽の設備設置基準の一部を改正する告示

さいたま市水道局受水槽の設備設置基準（平成13年さいたま市水道部告示第8号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(設置位置、構造等) 第4条 受水槽を設置する場合は、次に定めるところによる。 (1)～(8) [略] (9) 前各号に掲げるもののほか、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5、昭和50年建設省告示第1597号及び水道法施行令（昭和32年政令第336号） <u>第6条</u> の規定を遵守すること。	(設置位置、構造等) 第4条 受水槽を設置する場合は、次に定めるところによる。 (1)～(8) [略] (9) 前各号に掲げるもののほか、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第129条の2の5、昭和50年建設省告示第1597号及び水道法施行令（昭和32年政令第336号） <u>第5条</u> の規定を遵守すること

附 則

この告示は、令和元年10月1日から施行する。

さいたま市水道局告示第95号

さいたま市水道局宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水に関する取扱要綱の一部を改正する告示

さいたま市水道局宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水に関する取扱要綱（平成13年さいたま市水道部告示第9号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表第1（第5条関係） 工事付帯費用の算定 [略] 上記の各区分ごとに算出した額の合計に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 備考 [略] [略]	別表第1（第5条関係） 工事付帯費用の算定 [略] 上記の各区分ごとに算出した額の合計に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 備考 [略] [略]
別表第2（第5条関係） 工事付帯費用の算定 [略] 上記の各区分ごとに算出した額の合計に <u>100分の110</u> を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 備考 [略] [略]	別表第2（第5条関係） 工事付帯費用の算定 [略] 上記の各区分ごとに算出した額の合計に <u>100分の108</u> を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。 備考 [略] [略]

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後のさいたま市水道局宅地造成及び住宅団地開発並びに共同住宅、中高層建築物等の建築に係る給水に関する取扱要綱別表第1及び別表第2の規定は、この告示の施行の日以後に承認した開発給水に係る工事付帯費用について適用し、同日前に承認した開発給水に係る工事付帯費用については、なお従前の例による。